

# 建設現場における労働災害防止対策等について

2023 労務安全トップセミナー



東京労働局労働基準部安全課 担当官

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 本日の内容

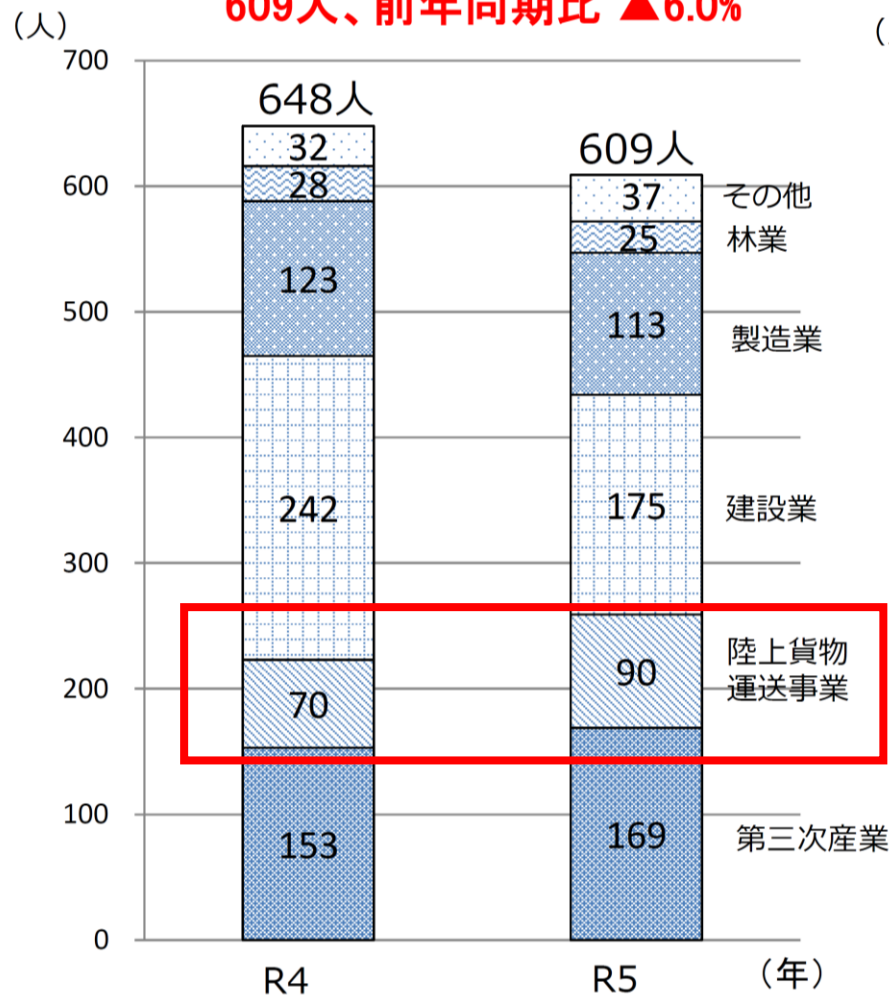
- 労働災害の動向について  
(第14次労働災害防止計画)
- 労働災害防止対策について  
(最近の法改正)
- 労働災害と事業者の責任

# 令和5年 業種別労働災害発生状況【全国】 (令和5年11月末日速報値)

※ 令和5年1月1日から令和5年11月30日までに発生した労働災害について、令和5年12月7日までに報告があったものを集計したものの

## 死亡災害

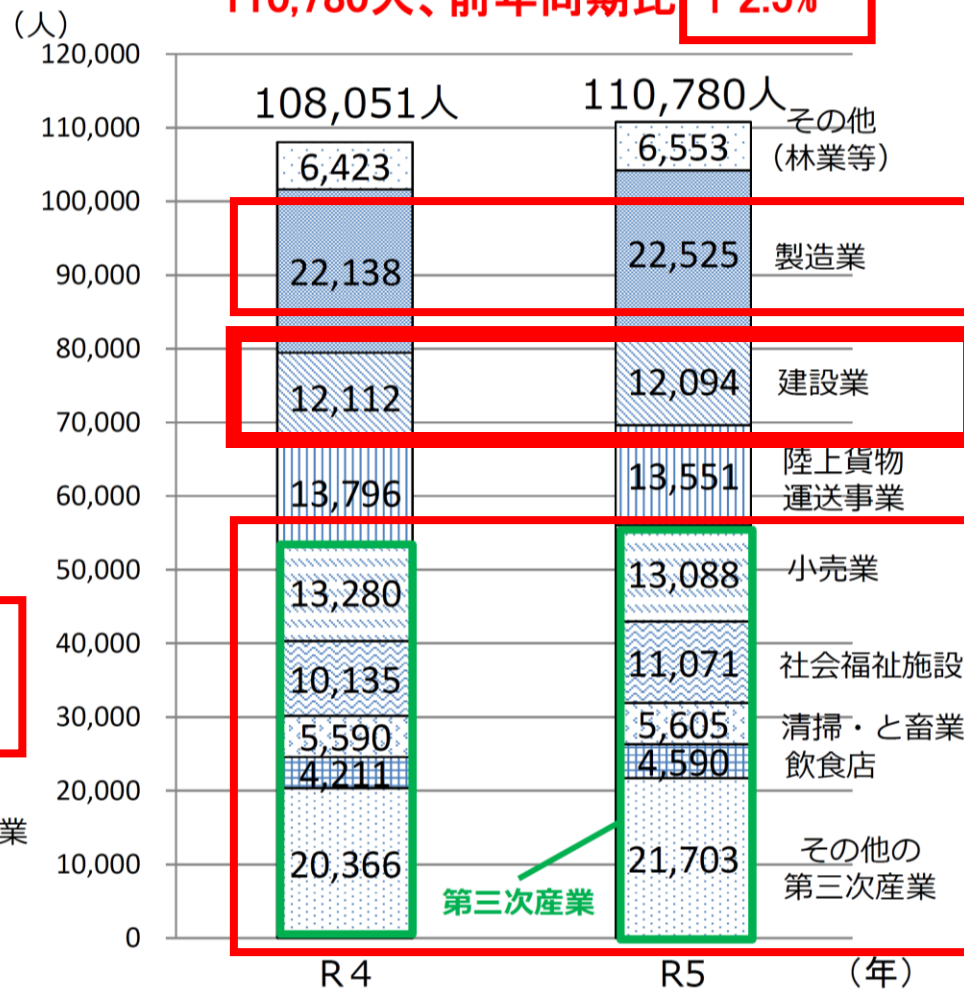
609人、前年同期比 ▲6.0%



出典：死亡災害報告

## 休業4日以上之死傷災害

110,780人、前年同期比 +2.5%



出典：労働者死傷病報告

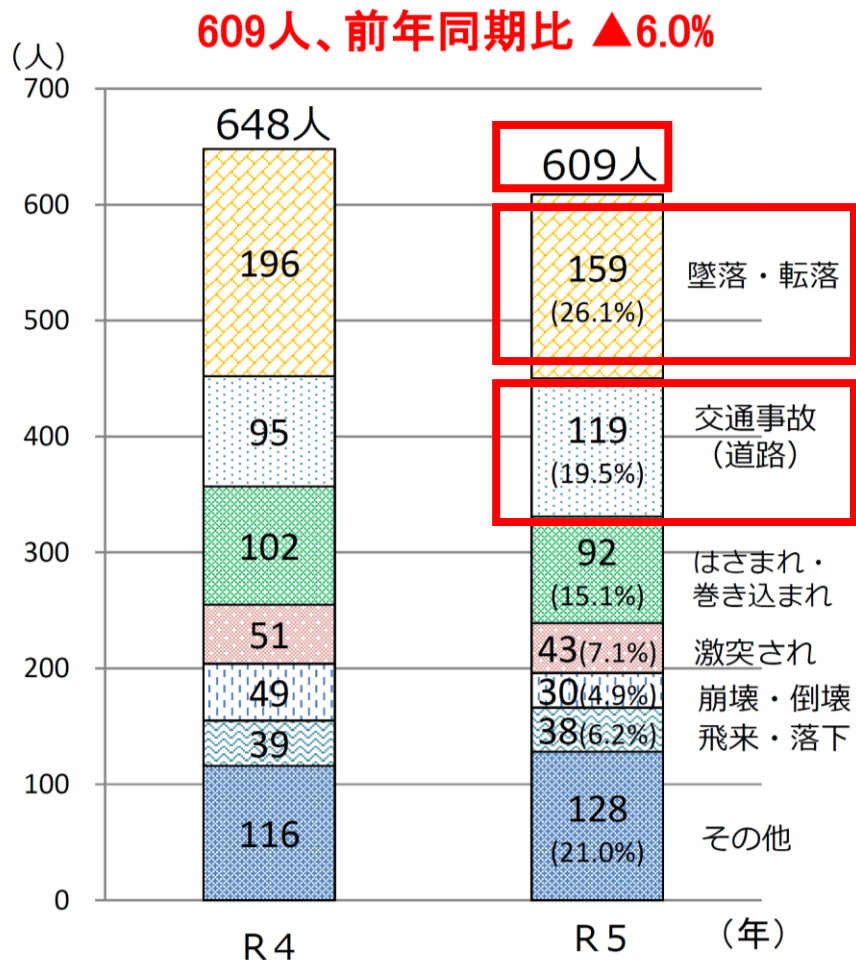
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。



# 令和5年 事故の型別労働災害発生状況【全国】 (令和5年11月末日速報値)

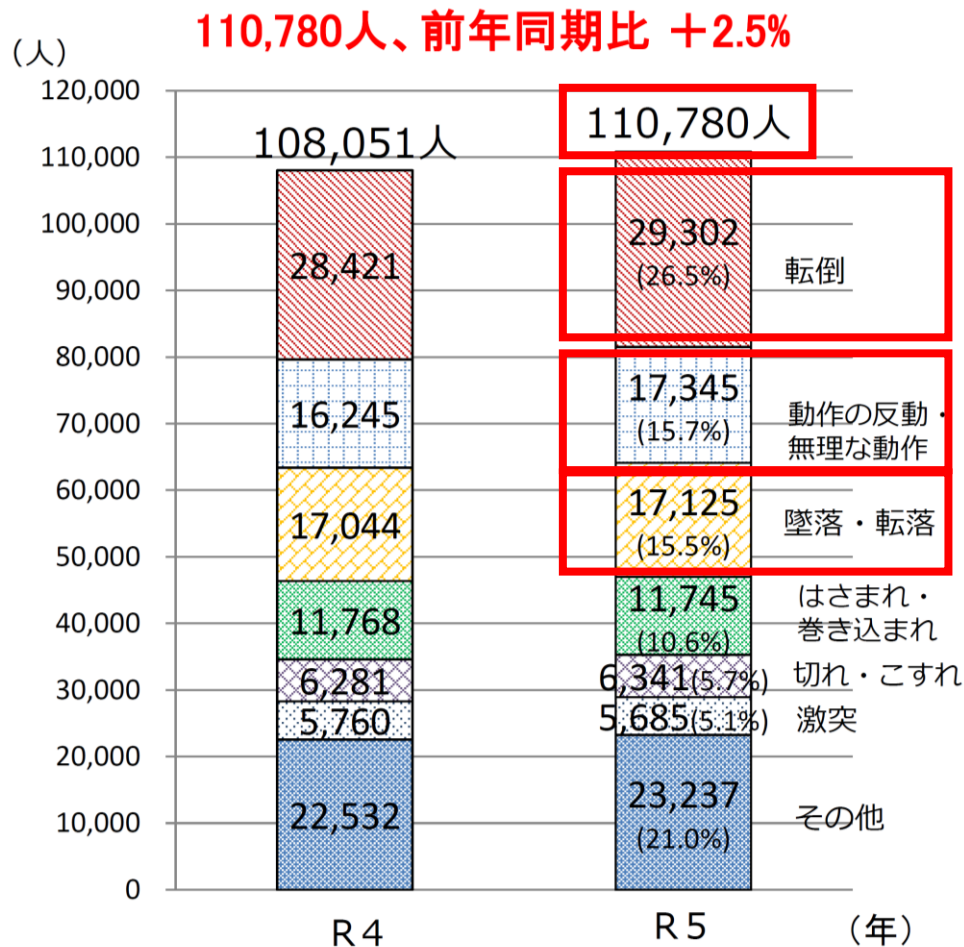
※ 令和5年1月1日から令和5年11月30日までに発生した労働災害について、令和5年12月7日までに報告があったものを集計したもの

死亡者数



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷者数



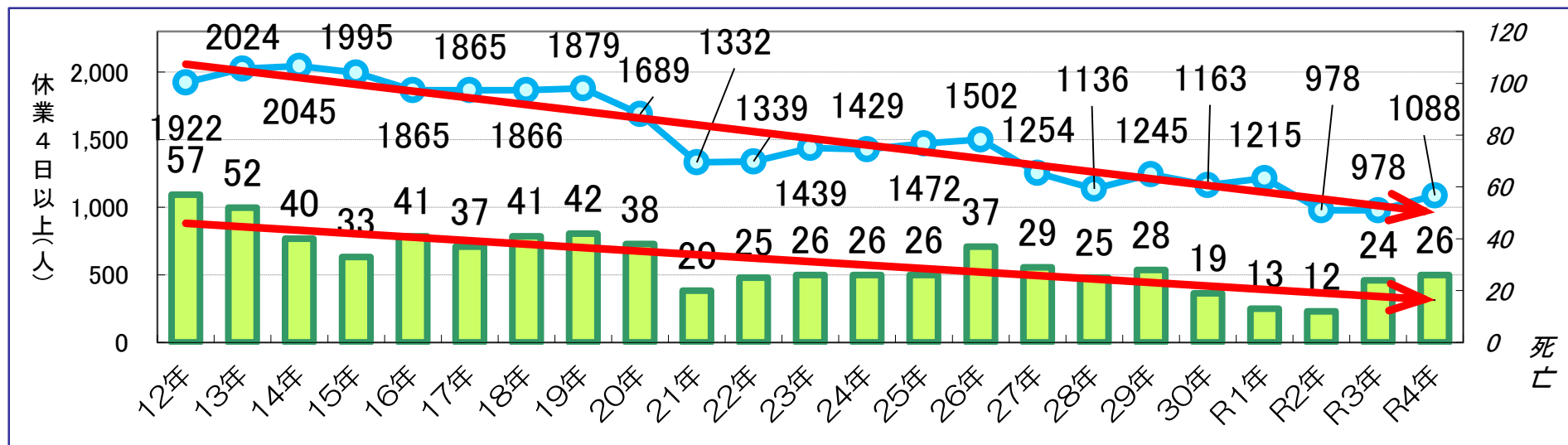
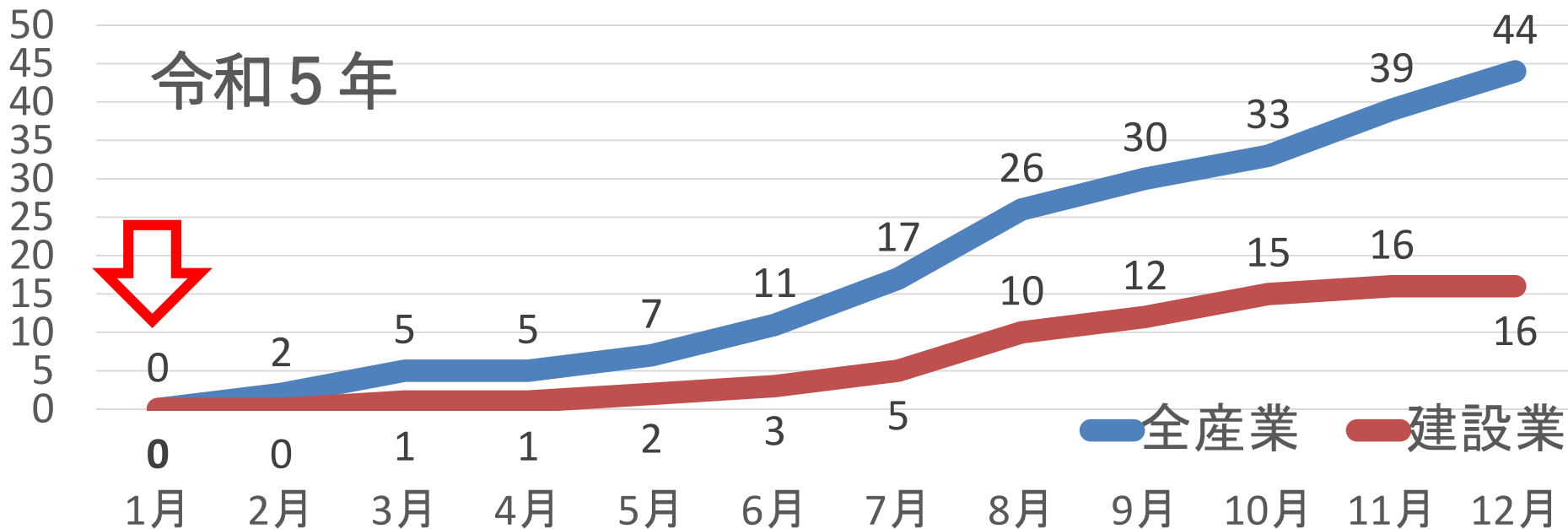
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

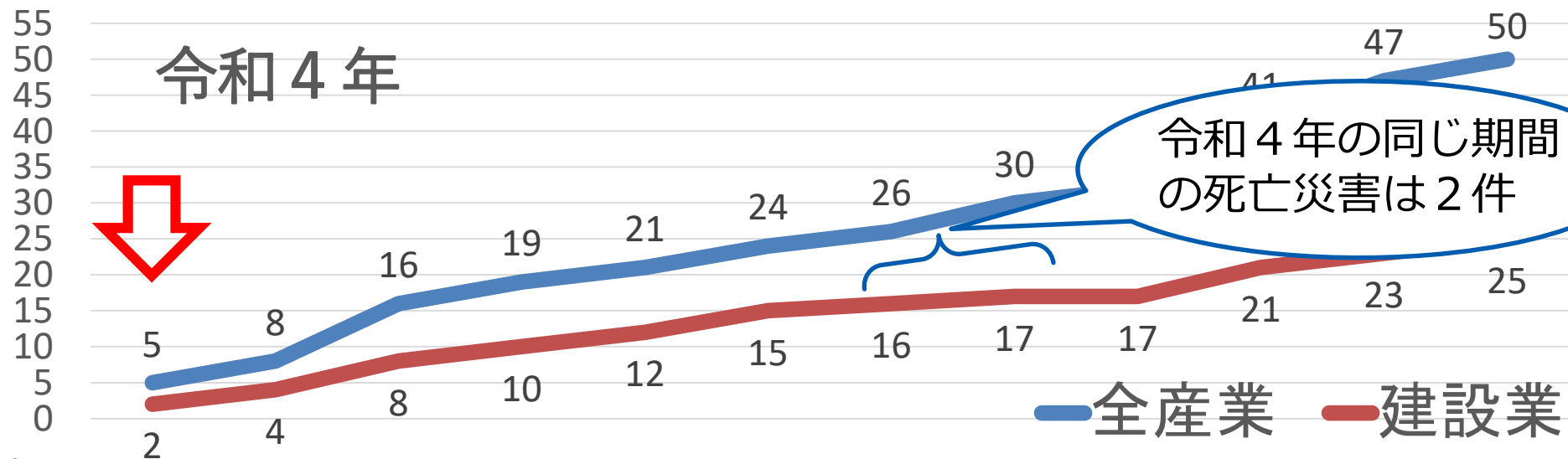
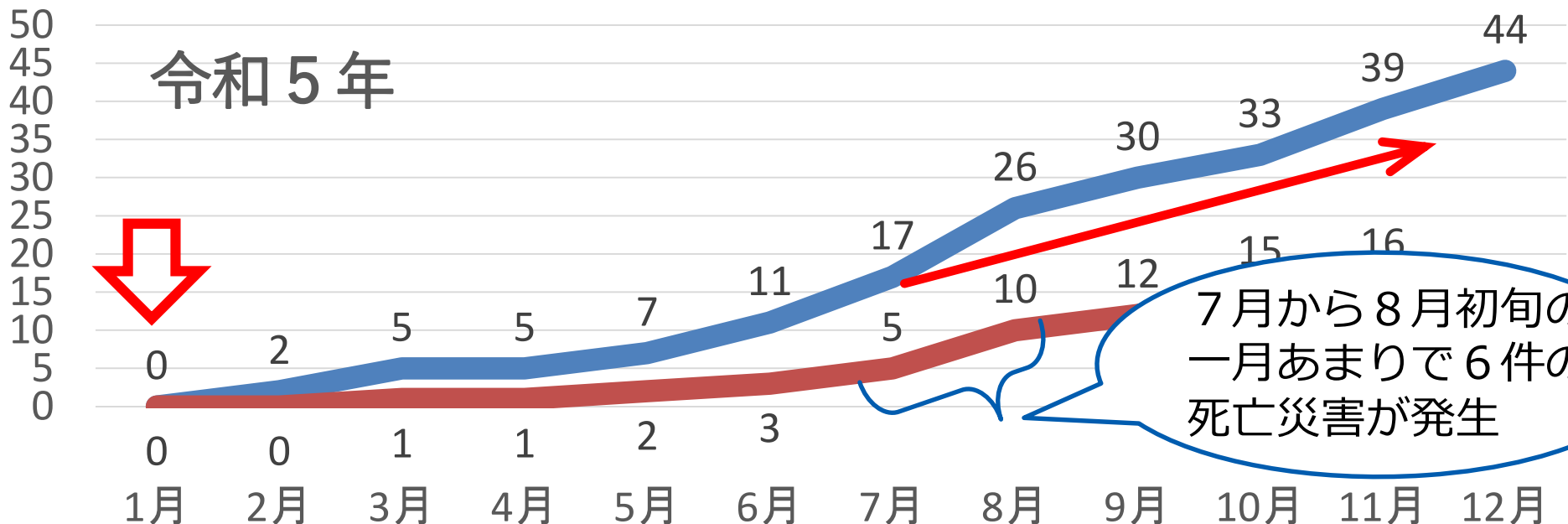




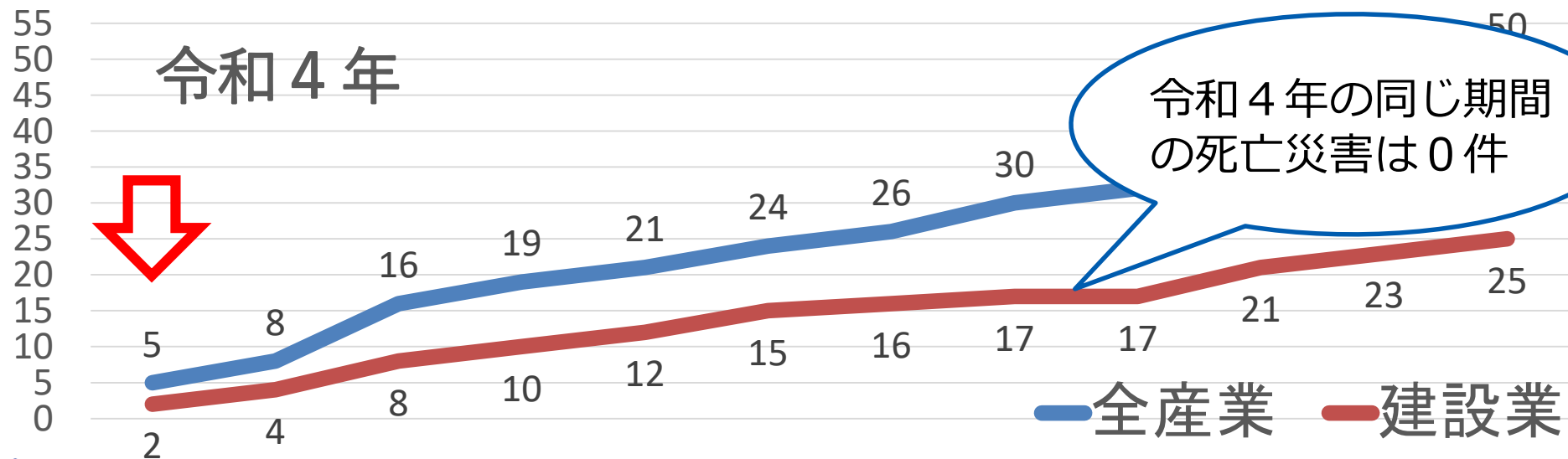
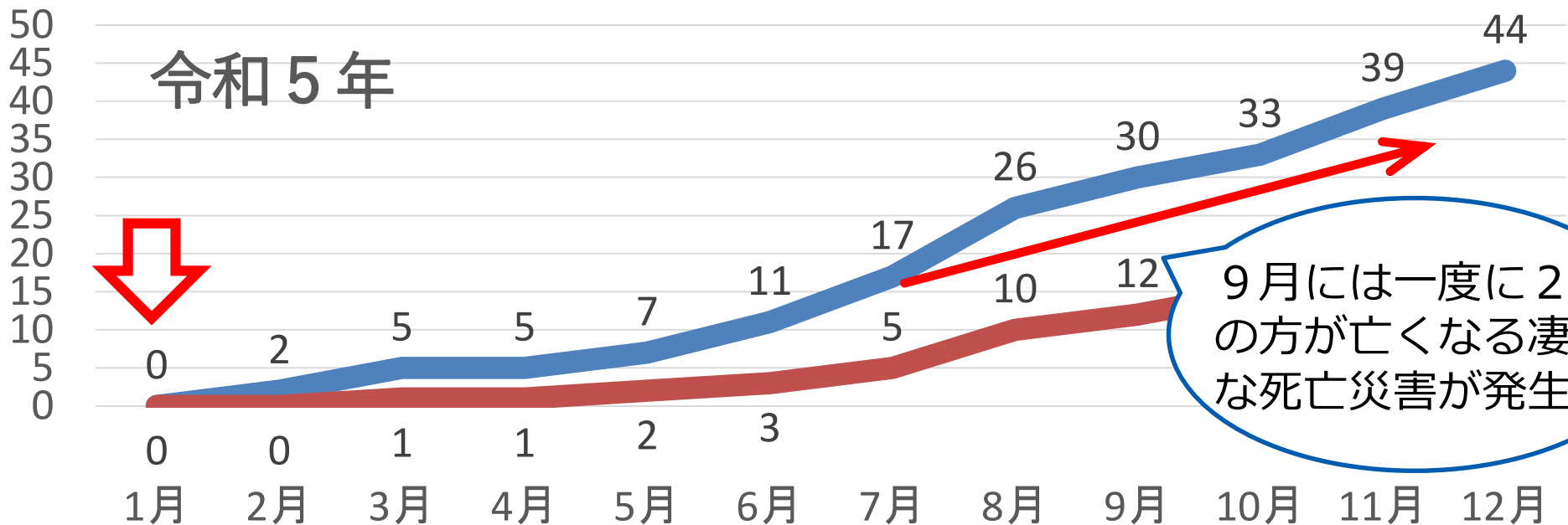
# 月別死亡災害の推移【東京労働局管内、建設業】 (令和5年12月末現在)



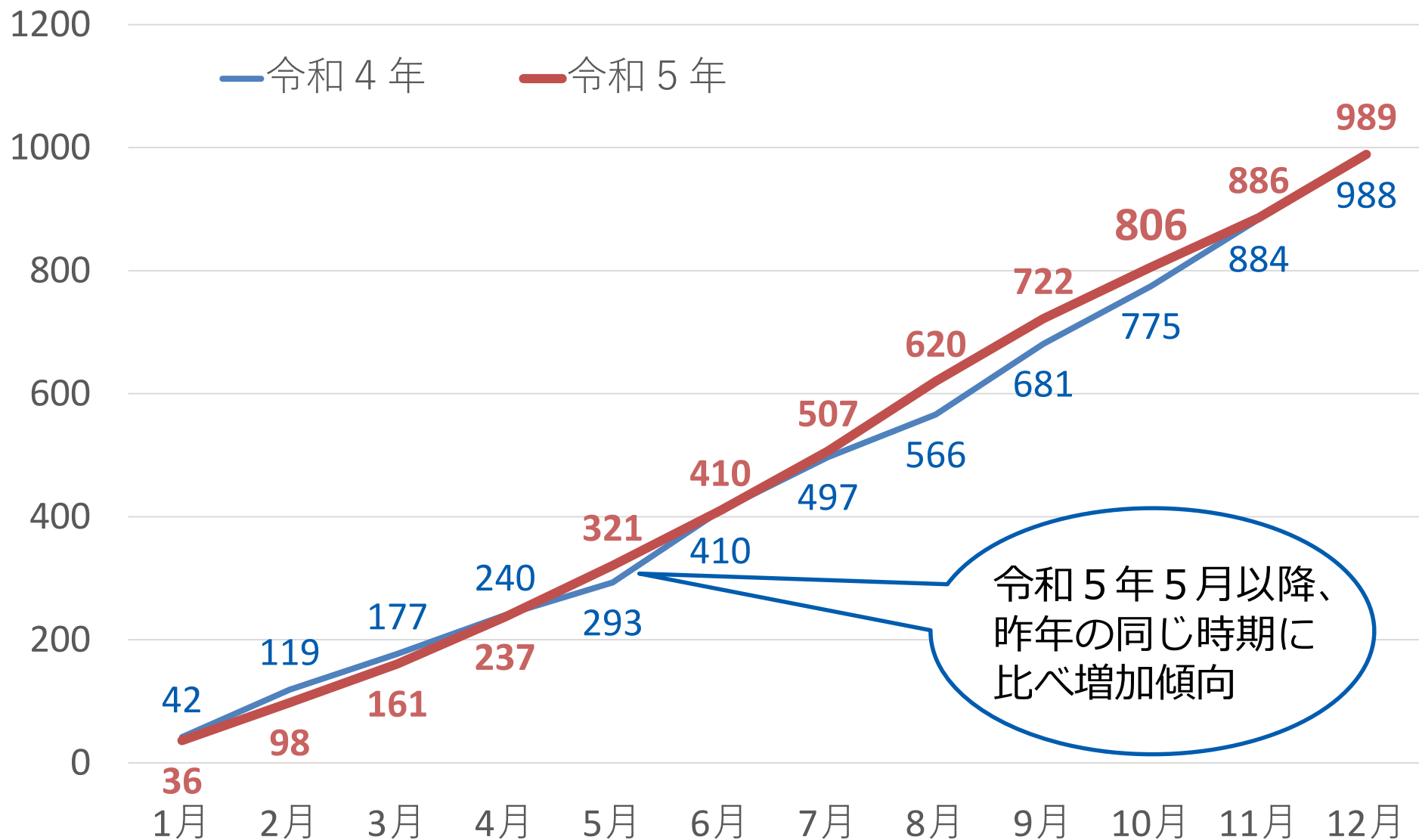
# 月別死亡災害の推移【東京労働局管内、建設業】 (令和5年12月末現在)



# 月別死亡災害の推移【東京労働局管内、建設業】 （令和5年12月末現在）

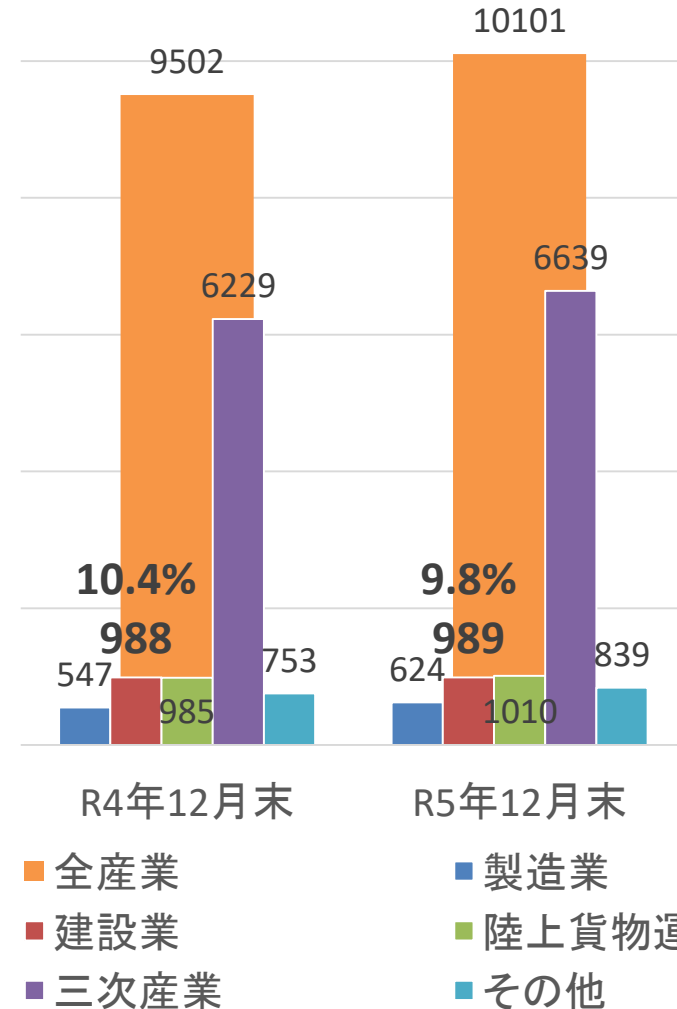
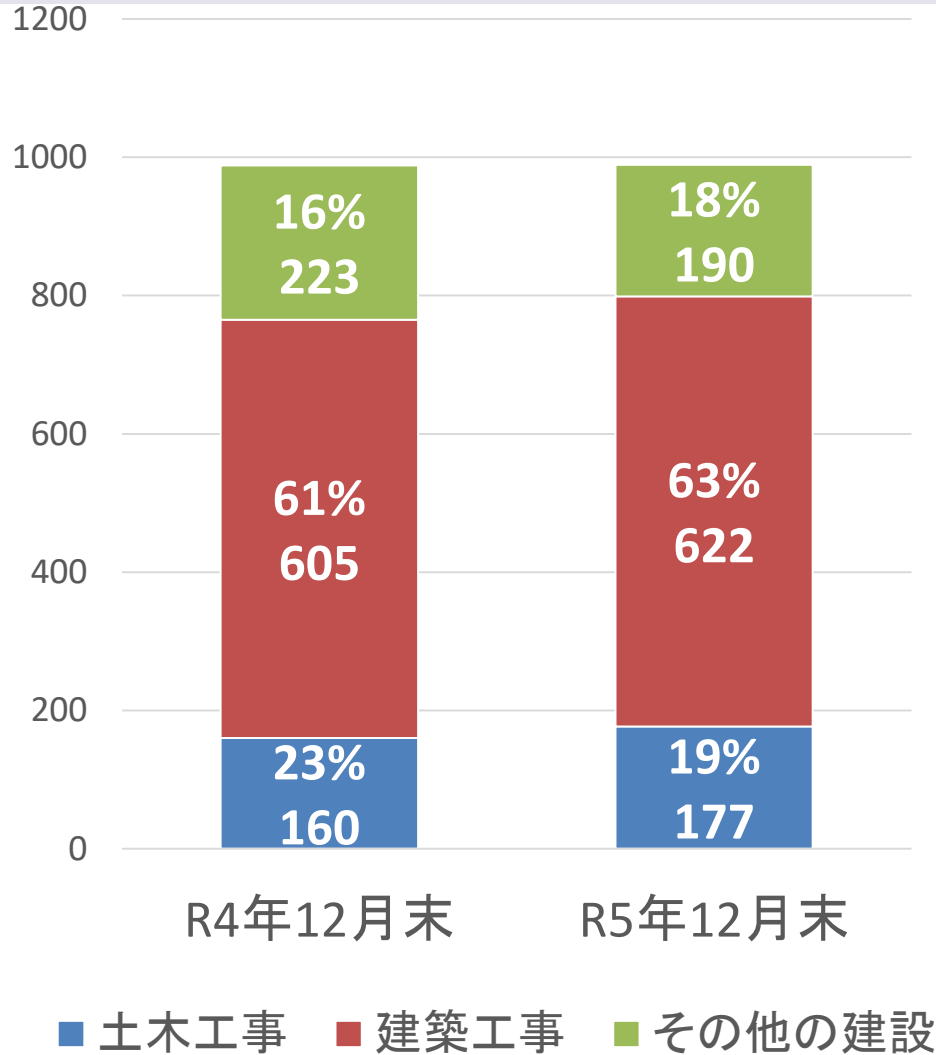


# 月別死傷災害の推移【東京労働局管内、建設業】 (令和5年12月末日現在)



# 死傷災害発生状況【東京労働局管内、建設業】 （令和5年12月末現在）

## 業種別災害発生状況（工事のみ）

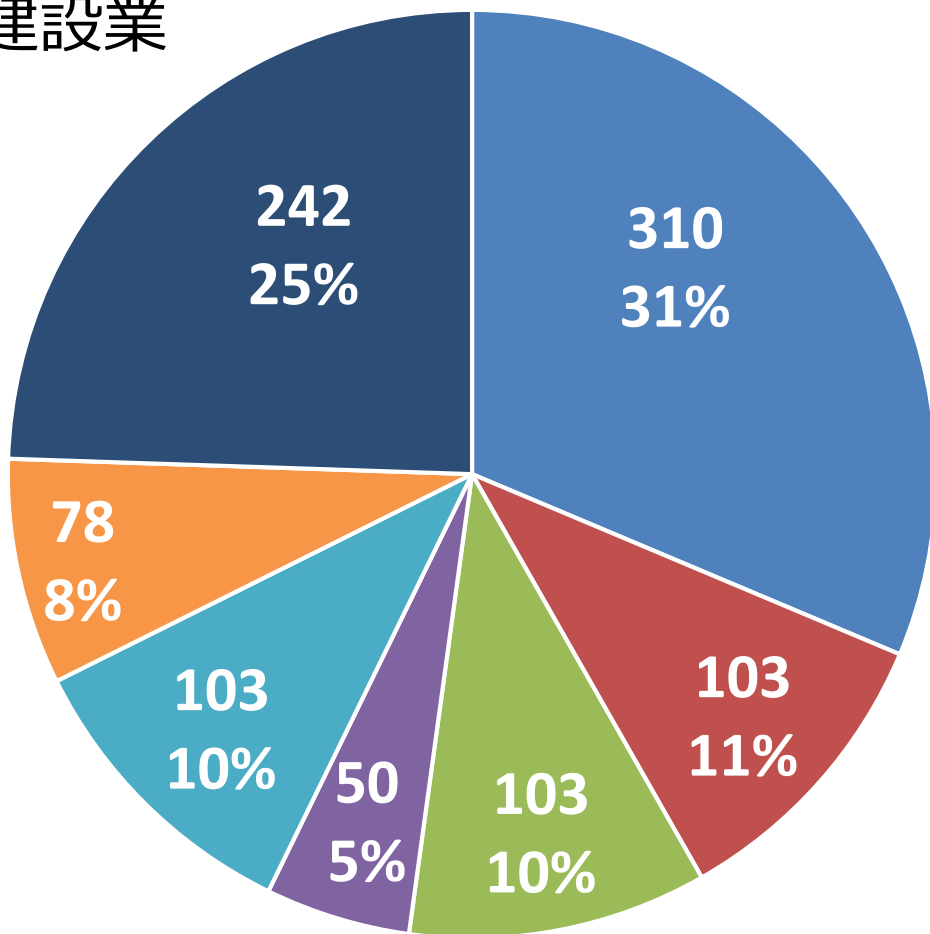




# 事故の型別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (令和5年12月末日現在)

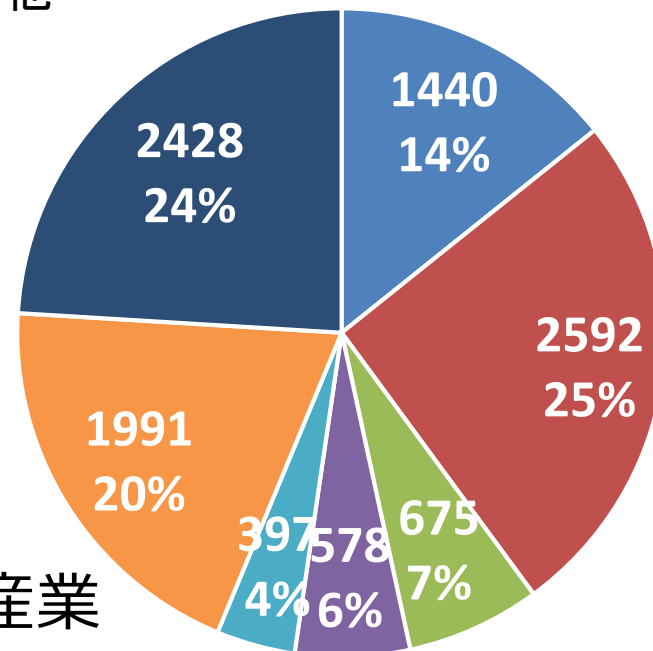
## 事故の型別災害発生状況

建設業



- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作
- その他

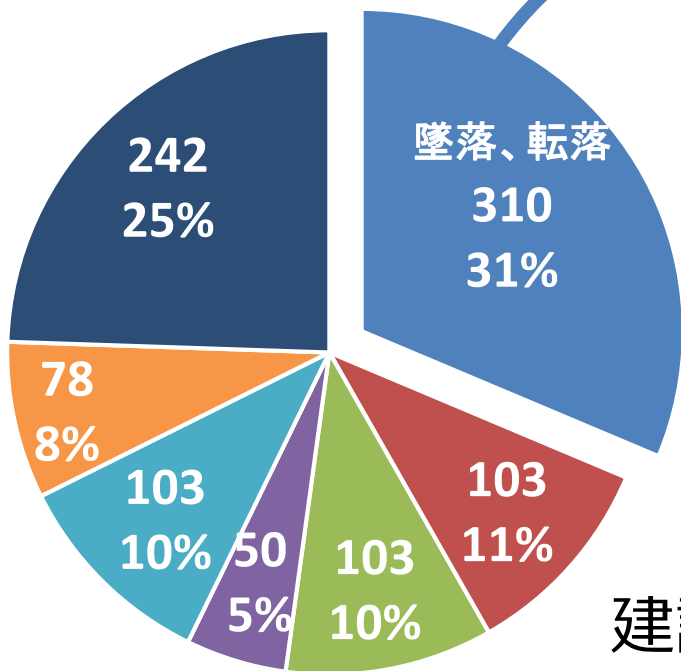
全産業



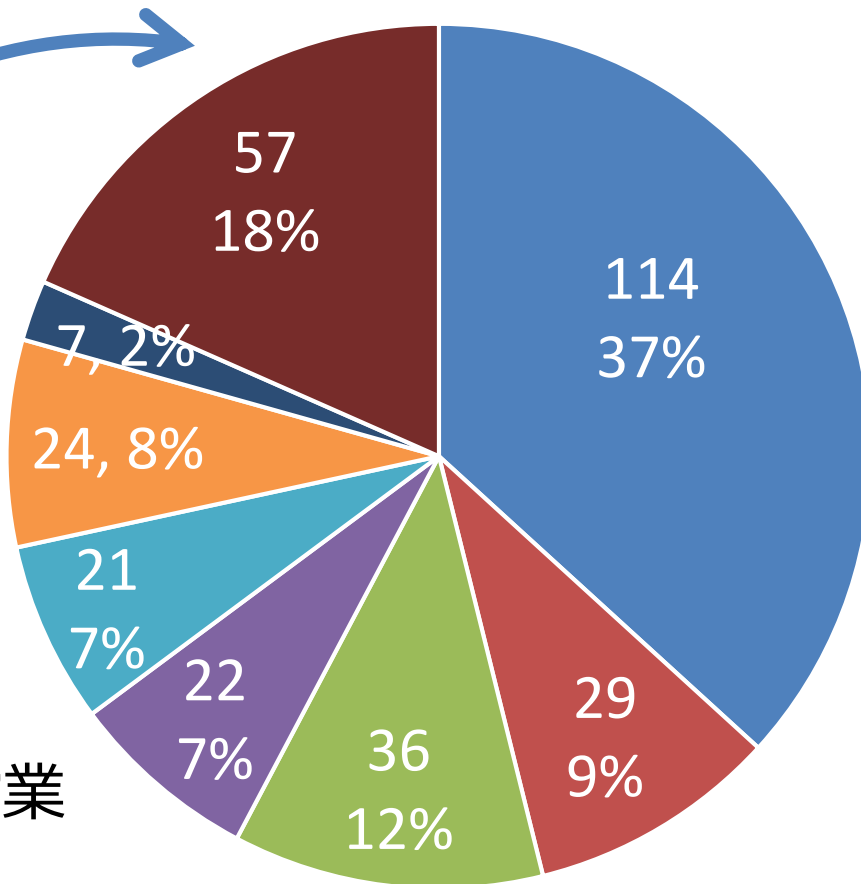
# 墜落・転落災害における起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (令和5年12月末現在)

## 起因物別死傷災害【建設業】

- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作



## 墜落・転落災害における 起因物別発生状況

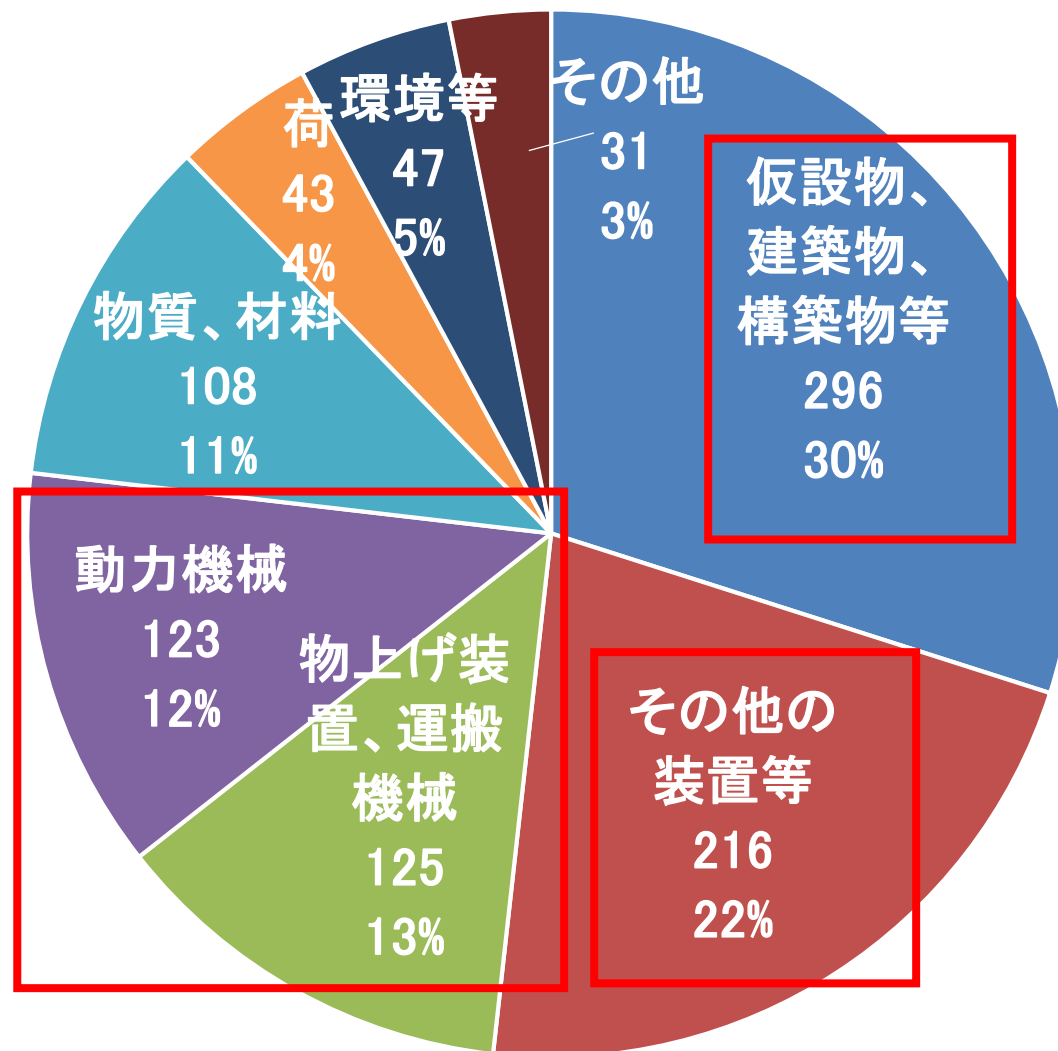


- はしご等
- トラック
- 足場
- 建築物、構築物
- 階段、栈橋
- 開口部
- 作業床、歩み板
- 上記以外

建設業

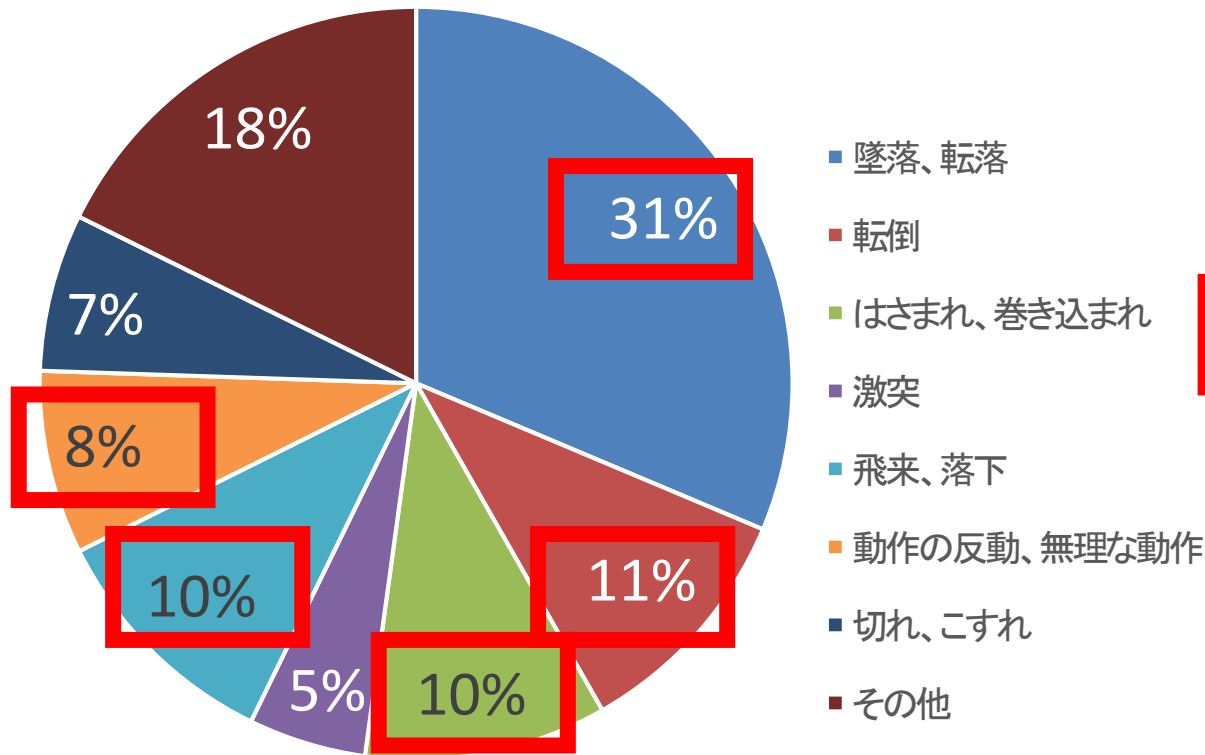
# 起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (令和5年12月末日現在)

## 起因物別死傷災害【建設業】

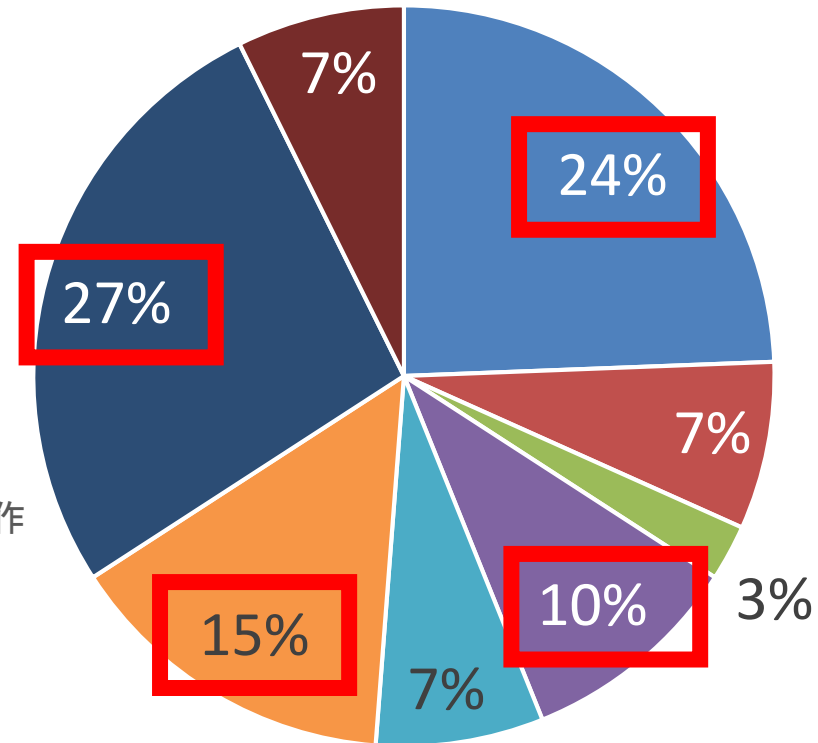


# 起因物別死傷災害【東京労働局管内、木造家屋建築工事業】 (令和5年12月末日現在)

## 建設業



## 木造家屋建築工事業



# 第14次労働災害防止計画（全国版概要）（2023年度～2027年度）

## ○労働災害防止計画について

労働災害防止計画は、労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたものです。第14次労働災害防止計画は、2023年度を初年度とする5年間の計画となっています。

## ○計画の重点事項（8つの重点を定め対策を推進）

①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、  
災害情報の分析強化、DXの推進

②労働者の作業行動に起因する  
労働災害防止対策の推進

③高年齢労働者の  
労働災害防止対策の推進

⑤個人事業者等に対する  
安全衛生対策の推進

④多様な働き方への対応や外国人労働者等の  
労働災害防止対策の推進

⑥業種別の労働災害  
防止対策の推進

陸上貨物運送事業、  
建設業、製造業、林業

⑦労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、  
産業保健活動

⑧化学物質等による健康障害  
防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん  
熱中症、騒音、電離放射線



# 第14次労働災害防止計画（全国版概要）（2023年度～2027年度）

## ○ 計画の目標

アウトプット指標：計画の重点事項における取組の成果として事業者が労働者の協力の下、達成を目指す指標

アウトカム指標：事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項として定め、本計画の効果検証を行うための指標

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
<p>○ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・転倒の死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。</li></ul>
<p>○ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・60歳代以上の死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。</li></ul>
<p>○ 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする</li><li>・労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。</li></ul>
<p>○ 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li><li>・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。</li><li>・熱中症による死者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。</li></ul>

**死亡災害：5%以上減少**

**死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少**

# 第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度） ～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。


目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、

**トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」**を  
キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



目標

※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり

- ◎死亡災害：  ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
- ◎死傷災害：  ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

アウトカム指標（期待される結果）

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進  
転倒災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。  
転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。  
社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。  
60歳代以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。

- 業種別の労働災害防止対策の推進  
建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

建設業における死亡者数を2022年と比較して  
2027年までに15%以上減少させる。

熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大  
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策  
⇒ 安全衛生意識の啓発及び波及効果が期待できる安全衛生教育のツールの作成、発信を図る。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進  
⇒ “SafeWorkTOKYO”のロゴマークを活用して、「行政が進める安全衛生対策の見える化」を広く国民にアピールする。

基本的考え方

**アウトプット指標**  
計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業場において実施する事項を定めたもの

**アウトカム指標**  
アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標

トップによる安全衛生方針の発信をお願いします！！

設定した指標を達成するため、適宜、検証を行っていきます

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の及び高齢労働者への労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知
- ・骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知
- ・事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ(ナッジ等)などの研究結果の周知
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進
- ・介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知
- ・「エイジフレンドリーガイドライン」エッセンス版による周知啓発
- ・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組促進、健康診断情報等の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進

○業種別の労働災害防止対策の推進

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

- ・RA実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RA実施事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知
- ・日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計使用の徹底
- ・熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、教育ツールの提供、「職場における熱中症 予防基本対策要綱」の周知・指導

## 本日の内容



- 労働災害の動向について  
(第14次労働災害防止計画)
- 労働災害防止対策について  
(最近の法改正)
- 労働災害と事業者の責任





# 安全衛生管理体制の確立

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要です。

効果的な安全衛生を行うには、経営トップが各級管理者の役割、権限などを明確することです。

## ①経営トップは安全衛生基本方針を表明しましょう

経営トップ自らの安全衛生に対する姿勢が事業場の安全衛生のレベルを決定します。経営トップは安全衛生基本方針を表明し、労働者へ周知しましょう。

## ②安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成しましょう。

経営トップの安全衛生基本方針に基づいて、事業場における安全衛生に係る目標を設定し、目標の達成に向けた年間安全衛生計画を作成しましょう。

## ③安全衛生管理体制を確立しましょう。

労働安全衛生法では、業種、事業場規模などによって総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者などの選任を義務付けています。選任した場合は、その職務を明確にし、職務の遂行に必要な権限を与えましょう。



### 中小規模事業場の安全衛生管理の進め方

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり



安全衛生基本方針の例

労働安全衛生法第5条第1項第1号の「安全衛生基本方針」を定めることにより、事業場における安全衛生の推進を図ることを目的とする。労働安全衛生法の規定に基づき、労働安全衛生の推進を図ることを目的とする。

(1) 管理体制の明確化 (2) 法律禁止事項の確立 (3) 自主的衛生活動の促進

労働安全衛生K 東京労働局 労働基準監督署  
トップから安全衛生 安全で健康に働く職場づくり

例



策定日 平成 年 月 日  
揭示日 平成 年 月 日

## 安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は、『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

### 安全衛生の基本方針

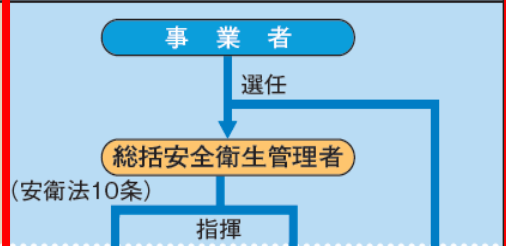
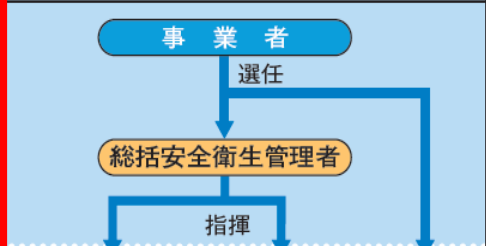
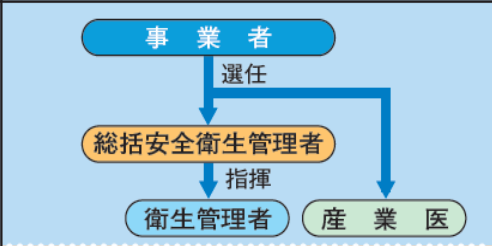
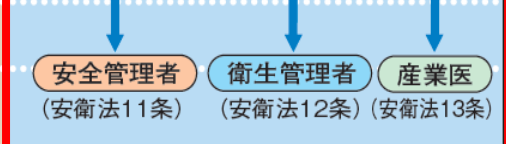
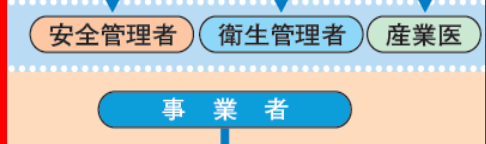

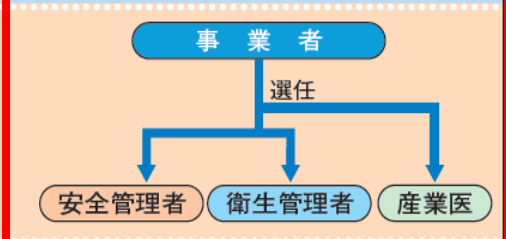
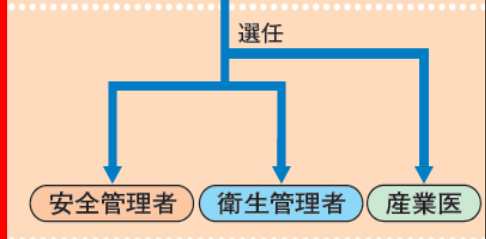
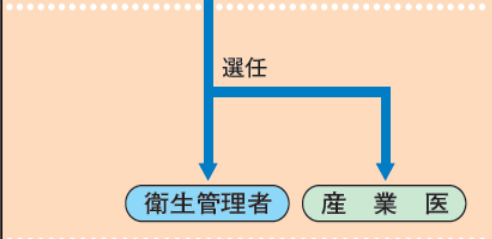
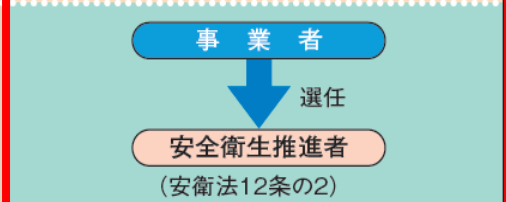
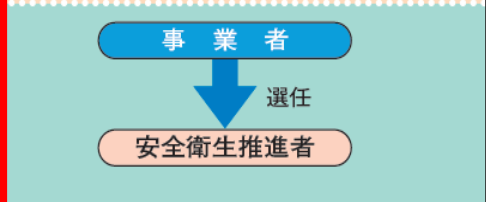
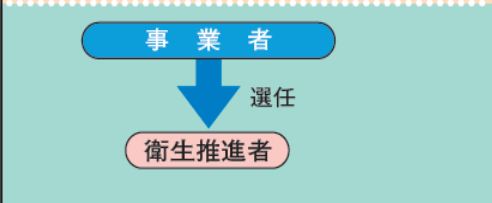



- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー

代表者 代表取締役 東京太郎

(自筆で署名しましょう)



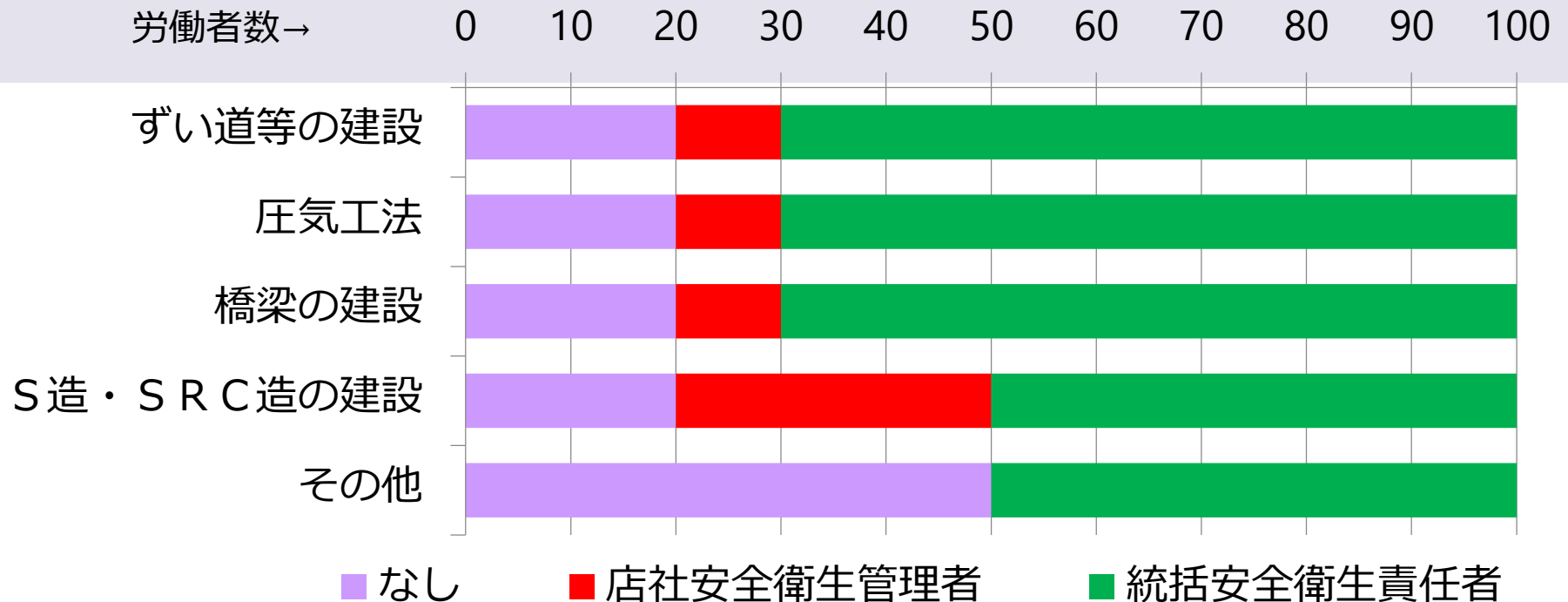
業種 規模 (労働者数)	〈令2条1号の業種〉 林業、鉱業、 <b>建設業</b> 、運送業、清掃業	〈令2条2号の業種〉 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	〈令2条3号の業種〉 その他の業種
1000人～			
300～999人			
100～299人			
50～99人			
10～49人			
1～9人			

※労働者には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

みらいのために



# 工事の種類及び規模別の管理体制

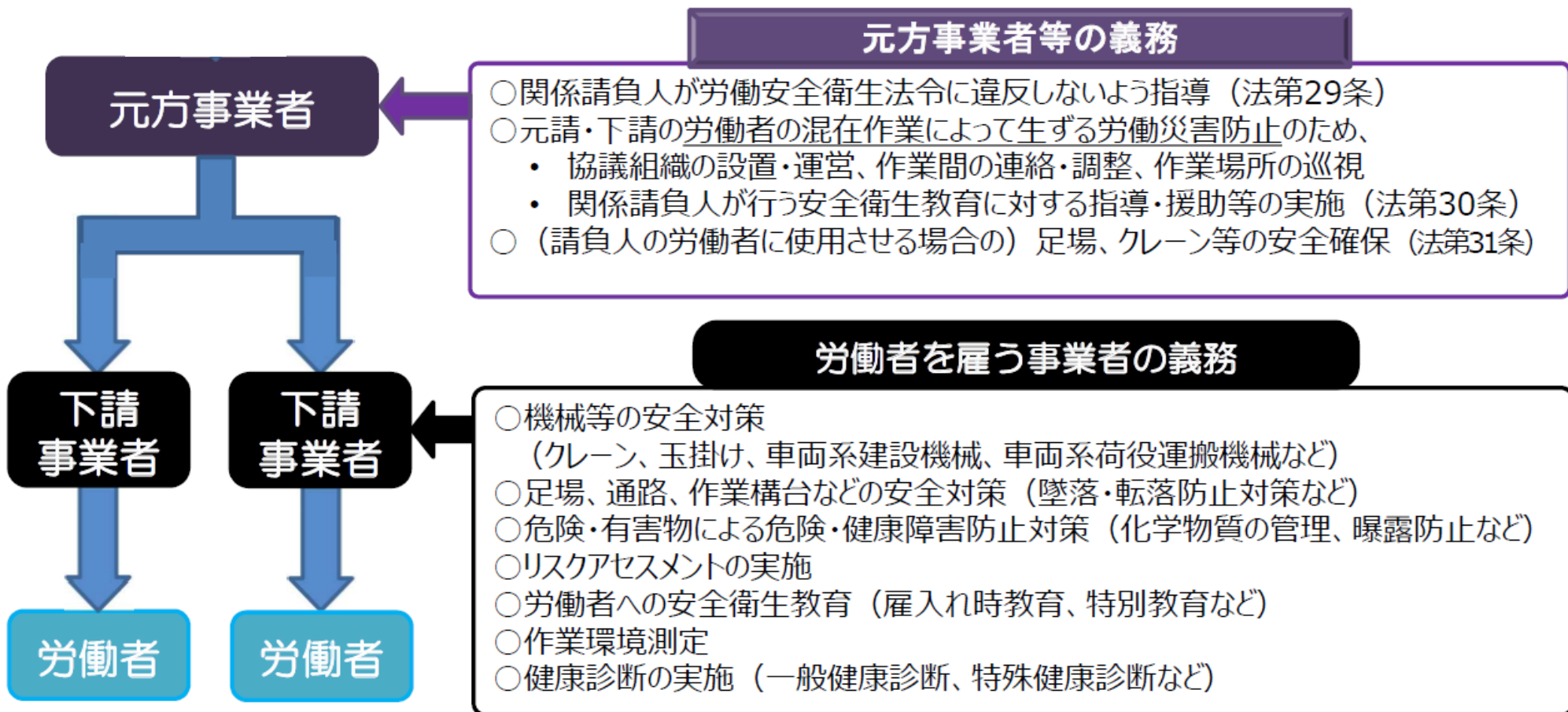


## 必要資格

- 統括安全衛生責任者 → 現場の統括管理権限および責任を有する者
- 店社安全衛生管理者 → 大学等卒業後、建設工事の施工における安全衛生実務に3年以上従事した者（ほか

㊦ 統括安全衛生責任者の選任義務がある場合は、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者の選任が必要

# 建設現場における安全衛生管理



# 元方事業者の講ずべき措置等（法29条）

(元方事業者の講ずべき措置等)

1. 第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。
2. 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。
3. 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

# 特定元方事業者等の講ずべき措置（法30条）

## 法30条

1. 関係請負人、関係請負人の労働者が安衛法等の規定に違反しないようにするための必要な指導
2. 協議組織の設置及び運営
3. 作業間の連絡及び調整
4. 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助
- 5. 作業場所の巡視**
6. 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画の作成。当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人が安衛法等の規定に基づき講ずべき措置についての指導。
7. その他労働災害を防止するため必要な事項に関する必要な措置



## 注文者の講ずべき措置（法31条）

建設物、設備又は原材料を請負人の労働者に使用させるときは、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。（**最先次の注文者**のみに適用）

→**請負人、注文者ともに必要な措置を講ずる義務が生じる**

### 「最先次の注文者」とは...

特定元方事業者に限らず、「特定事業（建設業その他政令で定める業種に属する事業）の仕事を行なう注文者」で、「当該仕事を行なう場所においてその請負人の労働者に使用させるとき」に本条の注文者となる。

#### Ex1.) 特定元方事業者が注文者となるケース

特定元方事業者が「足場」の組立を1次請負人に注文し2次請負人及びその後次の請負人に使用させる場合⇒**特定元方事業者が用意させた場合**

#### Ex2.) 1次請負人が注文者となるケース

1次請負人が自ら用意した足場を2次請負人及びその後次の請負人に使用させる場合⇒**特定元方事業者の注文ではない場合**

## 違法な指示の禁止（法31条の4）

- 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

※違法行為と認識していながら指示すること

## 請負人の講ずべき措置等（法32条）

- 安全衛生責任者を選任しなくても
- 労働安全衛生法第30条第1項等の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- **労働者**は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
- 請負人及びその**労働者**は、特定元方事業者等、注文者又は請負人が規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- とされています。

## •第26条

**労働者**は、事業者が第20条から第25条まで及び前条（25条の2）第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を**守らなければならない**。

# 罰則（法119条～）

- **第120条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
  - 一 . . . .、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、. . .の規定に違反した者
  - 二 ～ 三 略
  - **四** 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - **五** 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
  - **六** 略

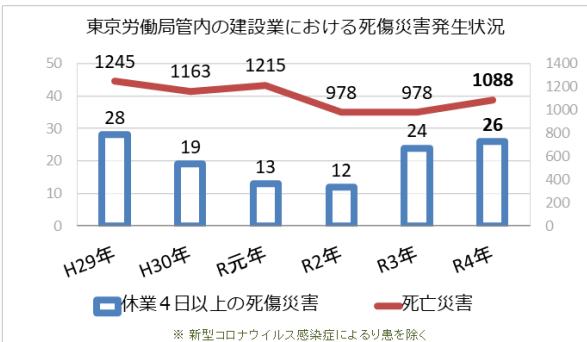
2023年6月版  
東京労働局安全課  
各労働基準監督署

## 令和5年度 建設業における安全衛生対策の推進について

東京労働局管内の建築工事における労働災害発生状況については、皆様のご努力により、年々減少傾向を示しておりますが、一方では重篤な墜落・転落災害が発生しているなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が求められています。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

つきましては、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が図られますよう、お願いいたします。



**Safe Work TOKYO**  
～トップが発信！ みんなで宣言  
一人一人が「安全・安心」～  
第14次労働災害防止計画推進中



## 元方事業者による 建設現場安全管理指針

厚生労働省では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示しています。

建設業では、一の場所において元方事業者及び関係請負人の労働者が混在して作業を行うことが多いことから、関係請負人相互の労働者の混在作業における労働災害を防止するため、元方事業者に統括管理を義務付けています。

建設現場の安全管理は元方事業者と関係請負人が相互の信頼の下に一体となって進めていくことが大切であることから、本指針では、元方事業者が実施することが望ましい安全管理の手法とともに、関係請負人が実施することが望ましい事項を示しています。

### (1) 安全衛生管理計画の作成 建設現場における安全管理

元方事業者は、建設現場における安全衛生管理の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等と内容とする安全衛生管理計画を作成すること。  
なお、この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成事業者からなる委員会等で審査する等により連携して、これを作成すること。

### (2) 過度の重層請負の改善

元方事業者は、作業間の連続調整が適切に行われにくいこと、元方事業者による関係請負人の安全衛生指導が適切に行われにくいこと、後次の関係請負人において労働災害を防止するための経費が確保されにくくなること等の、労働災害防止上問題を生じやすい過度の重層請負の改善を図るため、次の事項を遵守するとともに、関係請負人に対して当該事項の遵守について指導すること。  
① 労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請け負わせないこと。  
② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

### (3) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化

- 元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にすること。
- また、元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費（施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるために要する経費）については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。
- さらに、元方事業者は、関係請負人に対して、これについて指導すること。
- なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者、経費の負担者等を明示する労働災害防止対策の例には、次のようなものがある。一
- ① 請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策  
① 労働者の墜落防止のための防網の設置  
② 物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置  
③ 安全部の取付設備の設置  
④ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の規制防止のための誘導員の配置  
⑤ 関係請負人の店先に配置された安全衛生推進者等が実施する作業開始時の確認等  
⑥ 元方事業者が主催する安全大会等への参加  
⑦ 安全のための講習会等への参加
  - ② 請負代金内訳書に明示する経費  
① 関係請負人へ、上記の誘導員を配置させる場合の費用  
② 関係請負人の店先に配置された安全衛生推進者等が作業開始時の確認等の現場管理を実施するための費用  
③ 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用  
④ 元方事業者が主催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

### (4) 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等

- ① 関係請負人の把握  
元方事業者は、関係請負人に対する安全衛生指導を適切に行うため、関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかにその名称、請負内容、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名を通知させ、これを把握しておくこと。
- ② 関係請負人の労働者の把握  
元方事業者は、関係請負人に対し、毎作業日の作業を開始する前までに仕事に従事する労働者の数を通知させ、これを把握しておくこと。  
また、元方事業者は、関係請負人に対し、その雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等を把握するように指導するとともに、新たに作業に従事することとなった関係請負人の労働者について、その者が当該建設現場で作業に従事する前までにこれらの事項を通知させ、これを把握しておくこと。
- ③ 安全衛生責任者等の駐在状況の把握  
元方事業者は、関係請負人が仕事を行う日の当該関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者の駐在状況を朝礼時、作業間の連絡及び調整時等の機会に把握しておくこと。
- ④ 持込機設備の把握  
元方事業者は、関係請負人に対し、関係請負人が建設現場に持ち込む建設機械等の機械設備について事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を徹底させること。

### (5) 作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

### (6) 協議組織の設置・運営

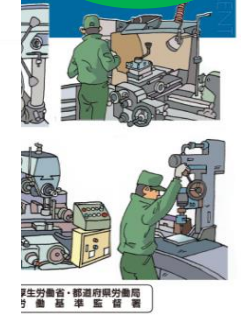
- 元方事業者が設置・運営する労働災害防止協議会等の協議組織については、次によりその活性化を図ること。
- ① 協議組織の構成  
元方事業者は、協議組織の構成員に、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者、元方事業者の現場職員、元方事業者の店社（共同企業体）にあっては、これを構成するすべての事業者の店社の店社安全衛生推進者又は工事施工・安全管理の責任者、安全衛生責任者又はこれに準ずる者、関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者、経営幹部、安全衛生推進者等を入れること。  
なお、元方事業者は、構成員うちの店社の職員については、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期、その他労働災害を防止する上で必要な時期に開催される協議組織の会議に参加させること。
  - ② 協議事項 右の表のとおり一
  - ③ 協議組織の規約  
元方事業者は、協議組織の構成員、協議事項、協議組織の会議の開催頻度等を定めた協議組織の規約を作成すること。
  - ④ 協議組織の会議の議事録の記録  
元方事業者は、協議組織の会議の議事で重要なものに係る記録を作成するとともに、これを関係請負人に配布すること。
  - ⑤ 協議結果の周知  
元方事業者は、協議組織の会議の結果を重要なものについては、朝礼等を通じてすべての現場労働者に周知すること。

協議事項の会議において取り上げる課題については、次のようなものがあること。

- ① 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画
- ② 月間又は週別の工程計画
- ③ 機械設備等の配置計画
- ④ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業方法
- ⑤ 移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業方法
- ⑥ 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策
- ⑦ 安全衛生に関する規程
- ⑧ 安全衛生教育の実施計画
- ⑨ クレーン等の運転についての合図の統一等
- ⑩ 事故現場等の標識の統一等
- ⑪ 有線信号等の音笛の集積箇所の統一等
- ⑫ 標識の統一等
- ⑬ 避難等の訓練の実施方法等の統一等
- ⑭ 労働災害の要因及び再発防止対策
- ⑮ 労働災害監官等からの指導に基づく労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項
- ⑯ 元方事業者の巡回結果に基づく労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項



# リスクアセスメントの実施支援システム



職場の安全を確保するためには、有害な物質を発生し、職場の安全活動を応援します。働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

生産労働省・都道府県労働局 労働基準監督署

防止するためアセスメントを実施しましょうが改正されました。(平成28年6月1日施行)

生産労働省(640頁)についてアセスメントが義務づけられました。ご自身の作業内容が該当するかどうかを確認してください。

アセスメントとは、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う際に、有害な物質を発生させ、その発生による健康被害の発生を防止するための措置を講じ、リスクの低減を図ります。

対象となる化学物質(640頁)についてアセスメントが義務づけられました。ご自身の作業内容が該当するかどうかを確認してください。

アセスメントとは、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う際に、有害な物質を発生させ、その発生による健康被害の発生を防止するための措置を講じ、リスクの低減を図ります。

アセスメントの実施義務の対象物質について、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う際に、有害な物質を発生させ、その発生による健康被害の発生を防止するための措置を講じ、リスクの低減を図ります。

リスクアセスメントをはじめよう



# リスクアセスメントの実施支援システム(建設)



アセスメントのやり方

生産労働省・都道府県労働局 労働基準監督署

## 安全衛生教育の実施等

- 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認



## 労働安全衛生法に基づく教育

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条1項、規則35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条2項、規則35条
3	特別教育*	安衛法第59条3項、規則36条
4	職長教育	安衛法第60条、施行令19条、規則40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の2、規則40条の2
6	労働災害防止従事者の能力向上教育	安衛法第19条の2、規則24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の2

メンタルヘルス  
にかかる教育も  
忘れずに！

### \* 事業者が行う特別教育について

- ①特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」（改正 厚生労働省告示第363号）に基づいて実施すること（労働安全衛生規則第39条）。
- ②特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること（労働安全衛生規則第38条）。

労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格（免許を受けた者や技能講習を修了した者）を有するものでなければ就業させてはならないことになっています（安全衛生法第61条第1項）。

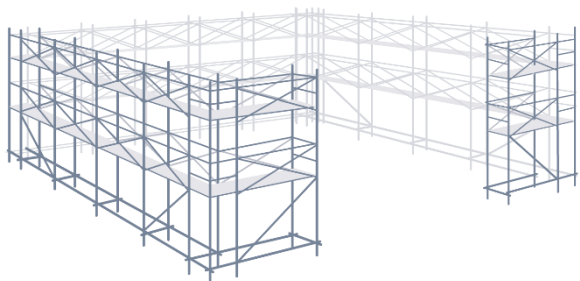
\* 就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

..くらし、みらいのために



# 足場からの墜落防止措置が強化されます

- 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

- 1 一側足場の使用範囲が明確化されます**  
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります**  
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります**  
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

# 建設工事従事者の安全及び健康 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

10 11

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

- (1) 元請負人による見積条件の提示**  
元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。
- (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示**  
下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。
- (3) 契約交渉**  
元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。
- (4) 契約書面における明確化**  
元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzensei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzensei.html)



【問合せ先】

（足場からの墜落防止措置）お近くの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。  
（安全衛生経費について）国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号：03（5253）8111（内線24813/24816）

## 1 一側足場の使用範囲を明確化

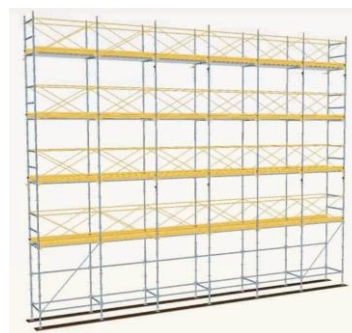
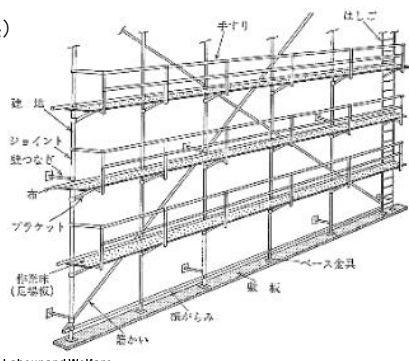
安衛則第561条の2

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。

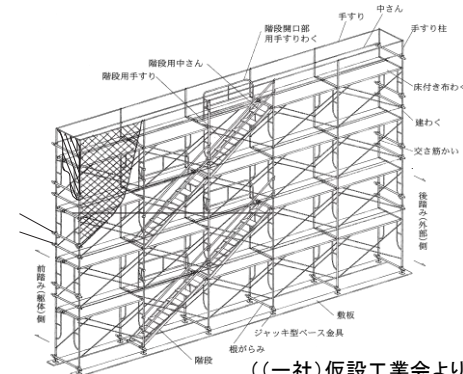
（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

（一社）仮設工業会より提供

一側足場の例



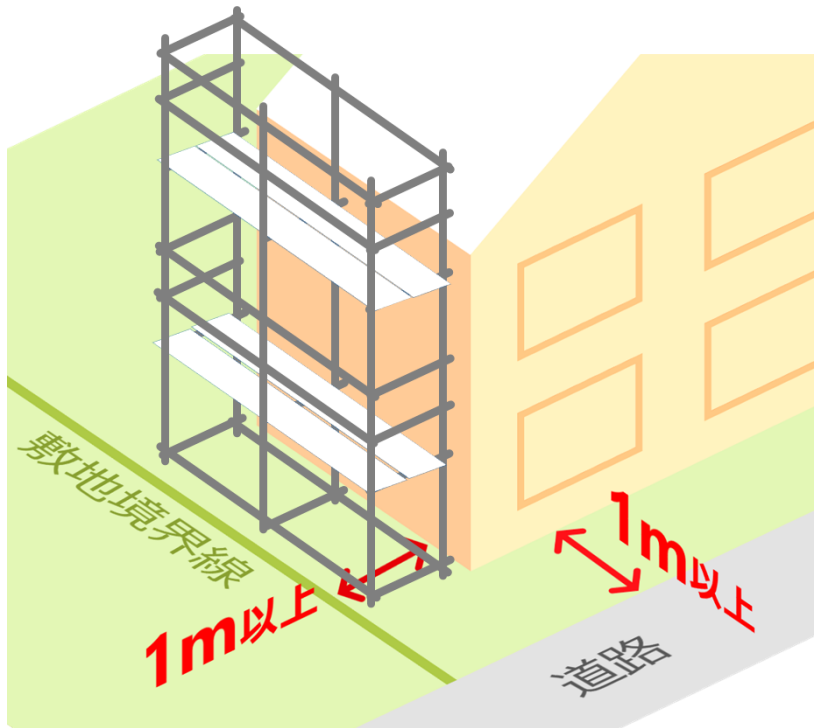
本足場の例



（一社）仮設工業会より提供

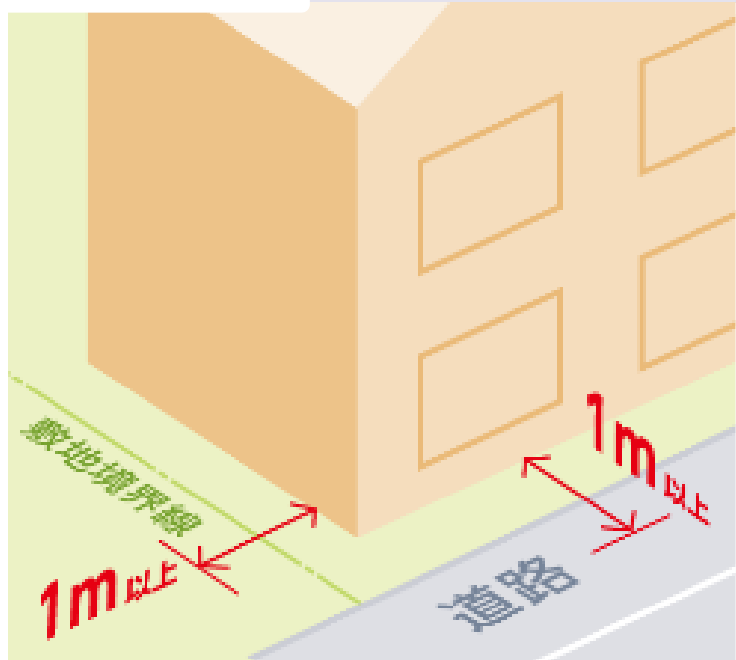
## 1 「幅が1メートル以上の箇所」について

### 基本的な考え方



足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。

### 例外について



足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

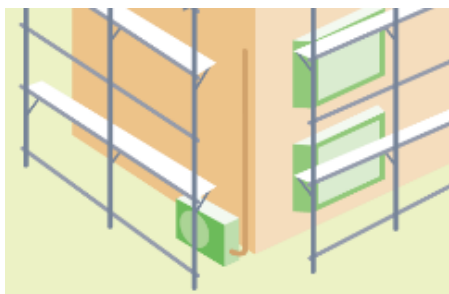
## 2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

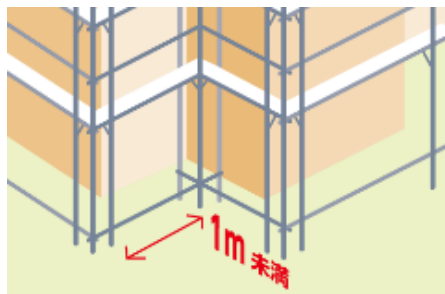
### 具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

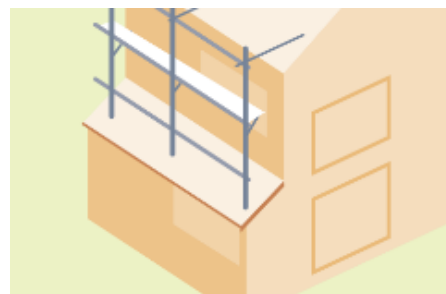
- ア 足場を設ける箇所の全部又は**一部に撤去が困難な障害物**があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに**隅角部を設ける必要**があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



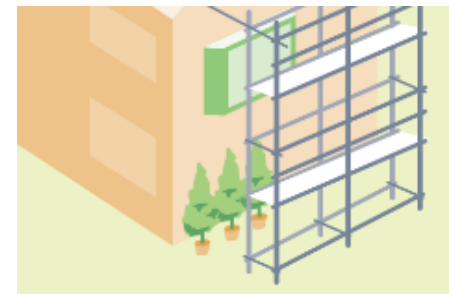
アの例



イの建築物の例



ウの例



エの例

## 3 その他

- 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。



## 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

安衛則第567条第3項及び第655条第2項

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあつては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

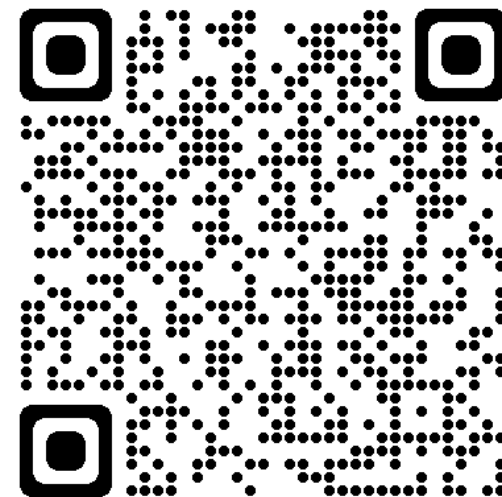
## 4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

## 足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

- 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。
- 安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（※）**が望ましいこと。
- 足場の点検に当たっては、**「足場等の種類別点検チェックリスト」（推進要綱別添）**を活用することが望ましいこと。  
**（※）組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（推進要綱別添参照）**
  - ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
  - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
  - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
  - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者



足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

- 組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。
- 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、**「足場等の種類別点検チェックリスト」**を活用することが望ましいこと。

足場等の種類別点検チェックリスト ( ) 足場期 - (注1) -

足場等点検チェックリスト

工事名 ( ) 工期 ( ) ~ ( ) (注2)

点検者氏名 ( ) (注3)

点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その他) (注4)

足場等の用途、種類、用途 ( ) (注5)

点検事項 (注6)	点検の状況 (注7)	異常の有無 (注8)	異常の箇所 (注9)	補修の有無 (注10)
1 床材の積付け及びの状態				
2 床材、布及び脚部の取付及び取外しの有無				
3 架橋材、横金具の取付及び取外しの有無				
4 足場用壁 (設備) の取付及び取外しの有無 (注11)				
5 欄干等 (落下防止部) の取付及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 踏がい、控え、重たなまき等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 床材、布及び脚部の取付状態及び取外しの有無				
9 突っ張りようどつり索との取付部の状態及びつり索の停止部の状態				

足場の種類別点検チェックリスト



令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所\*において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

\*足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

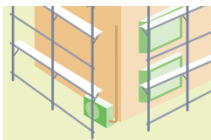
### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

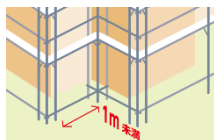
なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



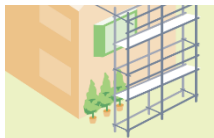
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔\*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



\*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



\*図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

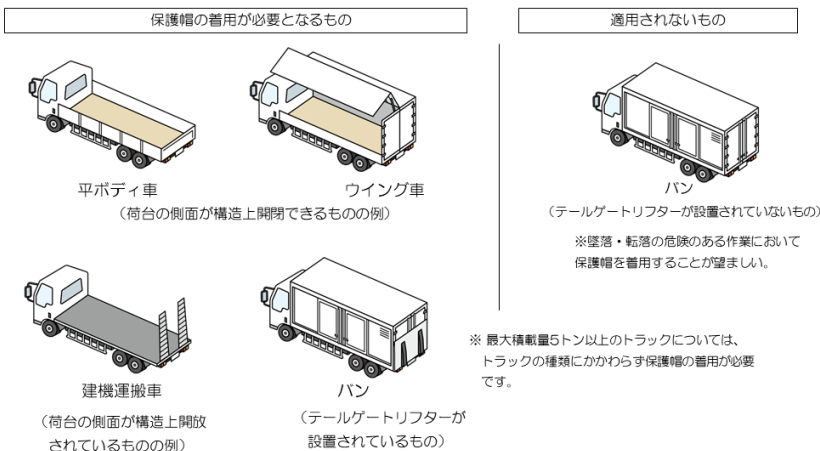
事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

# トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）



## 改正のあらまし

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

### 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられます（一部例外あり）。

### 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

### 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



### ● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

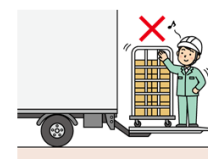
	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する際の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

### ● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● （上記①②） △ （上記①②）	○	高さ2m以上の箇所で行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

別添

令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

## 1 労働者の安全確保のための対策

### (1) 足場等からの墜落・転落防止対策

#### 【厚生労働省が行うこと】

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が約4割を占めていることから、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）が公布されたところ、改正内容について周知・指導を行うとともに、今後改正予定の「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成21年4月24日付け基発第0424001号）の周知を図る。

#### 【事業者が行うこと】

上記改正内容を含む墜落・転落災害防止に係る安衛則の遵守の徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日、令和5年3月14日一部改正）に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に講ずること。

併せて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。

### (2) はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

#### 【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご・脚立からの墜落・転落が約3割と最も多くなっているため、「リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和3年3月17日付け基安安発0317第2号）に基づく指導、周知を図る。

#### 【事業者が行うこと】

「リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和3年3月17日付け基安安発0317第2号）に基づく措置を適切に講ずること。

特に、脚立からの墜落・転落については、令和4年に6件の死亡災害が生じており（※）、その全ての事案において、被災者は、保護帽（ヘルメット）を未着用又は墜落時に脱げた状態であったことから、労働者に脚立を使用させる場合には、適正な保護帽の着用を確認すること。

（※）令和5年3月速報時点。脚立から脚立を設置する地面に落ちた事案のみ（不安定な高所で脚立を使用し、高所から落ちた事案は含まない）。

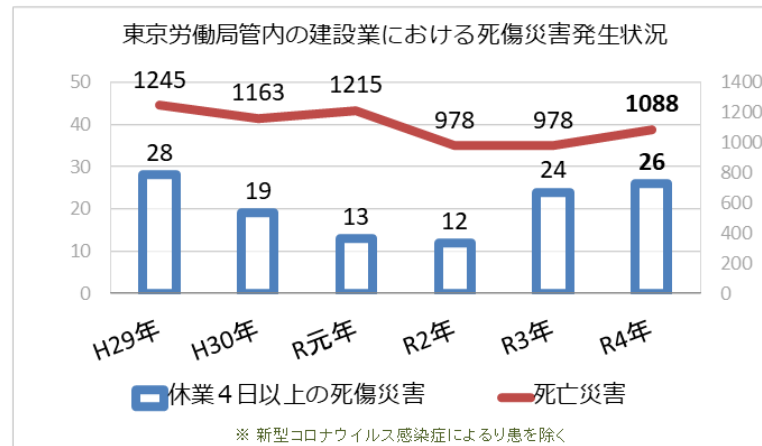


## 令和5年度 建設業における安全衛生対策の推進について

東京労働局管内の建築工事における労働災害発生状況については、皆様のご努力により、年々減少傾向を示しておりますが、一方では重篤な墜落・転落災害が発生しているなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が求められております。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

つきましては、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が図られますよう、お願いいたします。



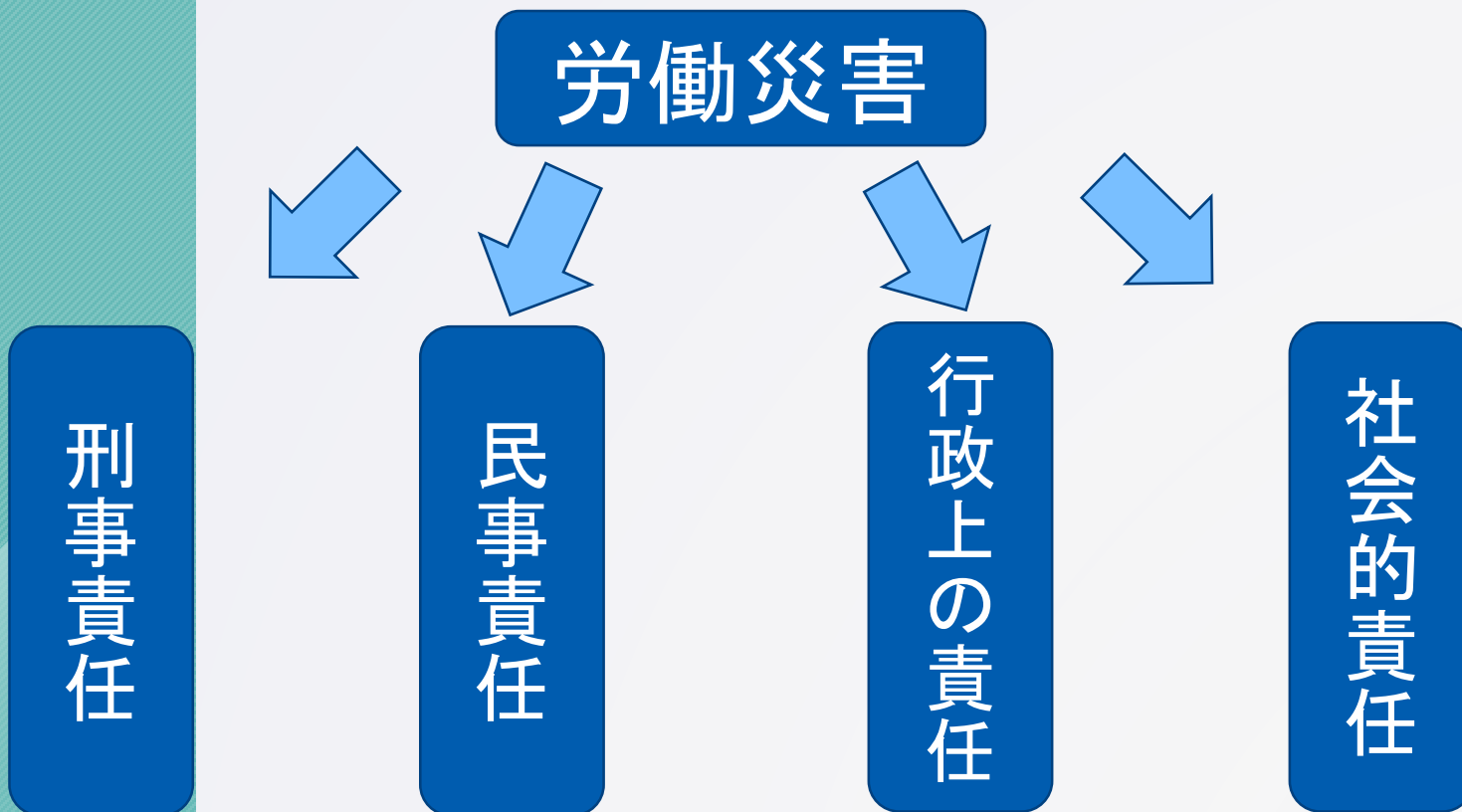
## 本日の内容



- 労働災害の動向について  
(第14次労働災害防止計画)
- 労働災害防止対策について  
(最近の法改正)
- 労働災害と事業者の責任



# • 労働災害に伴う企業責任



# 刑事責任



## 警察署

### 刑法第211条 業務上過失死傷罪

「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金に処する」

## 労働基準監督署

### 労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反

**第二十一条** 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

**2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。**



# 刑事責任



## 労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反  
第20条「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険  
《以下略》」

- 労働安全衛生法第117条 特定機械の製造許可違反ほか  
– 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 労働安全衛生法第119条 事業者の講ずべき措置等に関する違反ほか  
– 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 労働安全衛生法第120条 衛生管理者選任義務違反ほか  
– 50万円以下の罰金
- 労働安全衛生法第122条 両罰規定

「～行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。」

具体的な措置の内容は、労働安全衛生規則等に定められている。





# 刑事責任



## 労働基準監督署

### 労働安全衛生法第26条 労働者の措置義務違反

「労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条(25条の2)第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。」

### 労働安全衛生法第120条 危険等防止措置義務違反ほか － 50万円以下の罰金

## 労働基準監督署と警察署の相違点

- ① 労働安全衛生法上の措置義務違反は故意犯であるのに対し、業務上過失致死傷罪は過失犯であること
- ② 業務上過失致死傷罪は死傷の結果が発生していることが必要であるが、労働安全衛生法上の措置義務違反は死傷の結果の発生を必要としないこと



**労働基準監督署の行政指導に従わず、措置義務違反を繰り返すなどの場合には、災害の発生を伴わなくても刑事責任を問われる場合がある**

# 民事的責任

労災保険：

療養補償給付（治療費等）

休業補償給付（休業中の所得保障。休業補償給付は給付基礎日額の60%、特別支給金20%）

障害補償給付（後遺障害に対する所得損失補填）

## ◆労災保険と損害賠償請求

労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、使用者はその過失の有無を問わず、労働基準法上の災害補償責任を負うが、労災保険による給付が行われる場合は、補償の責を免れ、同一の事由については支払われた価額の限度において民法による損害賠償の責をも免れる（労基法第84条）。

慰謝料、療養に係る親族等の所得損失、休業補償にかかる差額などは、労災保険の給付対象とならない



民事損害賠償請求

## 賠償責任の根拠

### (1) 債務不履行責任（民法第415条）～安全配慮義務

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行できなくなったときも、同様とする。



### 労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

### (2) 不法行為責任（民法第709条）

故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

# 安全配慮義務の範囲



労働安全衛生法：

労働災害防止の中でも最も重要なもの  
のみ刑事罰を背景にその遵守を事業主  
に強制しているもの



安全配慮義務：

「労働者の生命及び健康等を労働災害の危険から保護するよう配慮を尽くして労働させるべき義務」であって、労働安全衛生法で定める最低限の義務の周辺にあつて、労働災害発生の危険のあるものについて、事業主に防止義務を求めるもの。

# 行政上の責任



- 指名停止処分  
指名停止処分とは国や地方自治体が発注する公共事業などの入札において参加を認めないとするもの
- 免許の取消し  
労働安全衛生法の規定により与えられた免許の効力が取り消されるもの
- 機械等の使用停止処分  
機械等の使用停止処分とは災害発生の原因となった機械等についての使用の停止や作業の中止を命じられること
- 費用徴収  
労災保険未手続中や保険料滞納中の事故などの場合、労災保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収すること

# 外部機関を活用して、効果的に取組みましょう！

ホームページにより確認してから活用してください。



**無料**

## 独立行政法人 労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

\*有料となる  
場合もあります

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々」を対象に「産業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

## 地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行っています。都内18労働基準監督署(支署)管轄区域毎に設置されています。

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。

**有料**

## 中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会は労働災害防止団体法に基づき設立されています。

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 1 安全衛生意識高揚のための運動の展開  | 4 安全衛生情報の提供            |
| 2 企業の指導者、安全衛生スタッフの養成 | 5 労働災害防止のための調査研究等      |
| 3 専門家による技術支援の実施      | 6 ゼロ災運動の展開             |
|                      | 7 心身両面による健康・快適職場づくりの推進 |

**有料**

## 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

### こんな時に活用できます

- 労働災害が発生したとき
- 労働安全衛生マネジメントを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生後援や安全衛生教育の講師が必要となき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成を行うとき
- 安全衛生管理活動の活性化 等

**有料**

## 公益社団法人 日本作業環境測定協会

日本作業環境測定協会は作業環境測定法に基づき、作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進歩改善に資する事などを目的として設立されています。

### 作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場

- 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場
- 放射線業務を行う作業場所(放射性物質取扱作業室、事故由来廃棄物等取扱施設)
- 一定の鉛他金属類取扱業務の屋内作業場
- 特定化学物質(第1類物質または第2類物質)製造し、または取扱う屋内作業場
- 有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取扱う一定の業務を行う屋内作業場





# 職場のあんぜんサイト


職場の安全を応援する情報発信サイト/  
職場のあんぜんサイト


▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ

検索

 労働災害統計

 労働災害事例

 各種教材・ツール

 化学物質

- [各種教材・ツール \(日本語\)](#) • [Learning Materials and Tools \(英語\)](#) • [各种教材、资料 \(中国語\)](#)
- [Các loại giáo trình/công cụ \(ベトナム語\)](#) • [Iba't ibang materyales/kagamitan sa pagtuturo \(フィリピン語\)](#)
- [សម្ភារៈអប់រំផ្សេងៗនិងឧបករណ៍ \(カンボジア語\)](#) • [Semua Materi & Sumber \(インドネシア語\)](#)
- [สือและสื่อการสอนประเภทต่างๆ \(タイ語\)](#) • [ဆင်ထောင်ကူပစ္စည်းအမျိုးမျိုး \(ミャンマー語\)](#)
- [प्रत्येक किसिमको शिक्षण सामग्री, उपकरणहरू \(ネパール語\)](#)
- [Төрөл бүрийн сургалтын материал болон хэрэгсэл \(モンゴル語\)](#)
- [Materiales educativos y otras herramientas \(スペイン語\)](#)
- [Materiais e Ferramentas de Aprendizagem \(ポルトガル語\)](#) • [각종 교재 · 도구 \(韓国語\)](#)



働く人

家族

企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。



**ご安全に！**